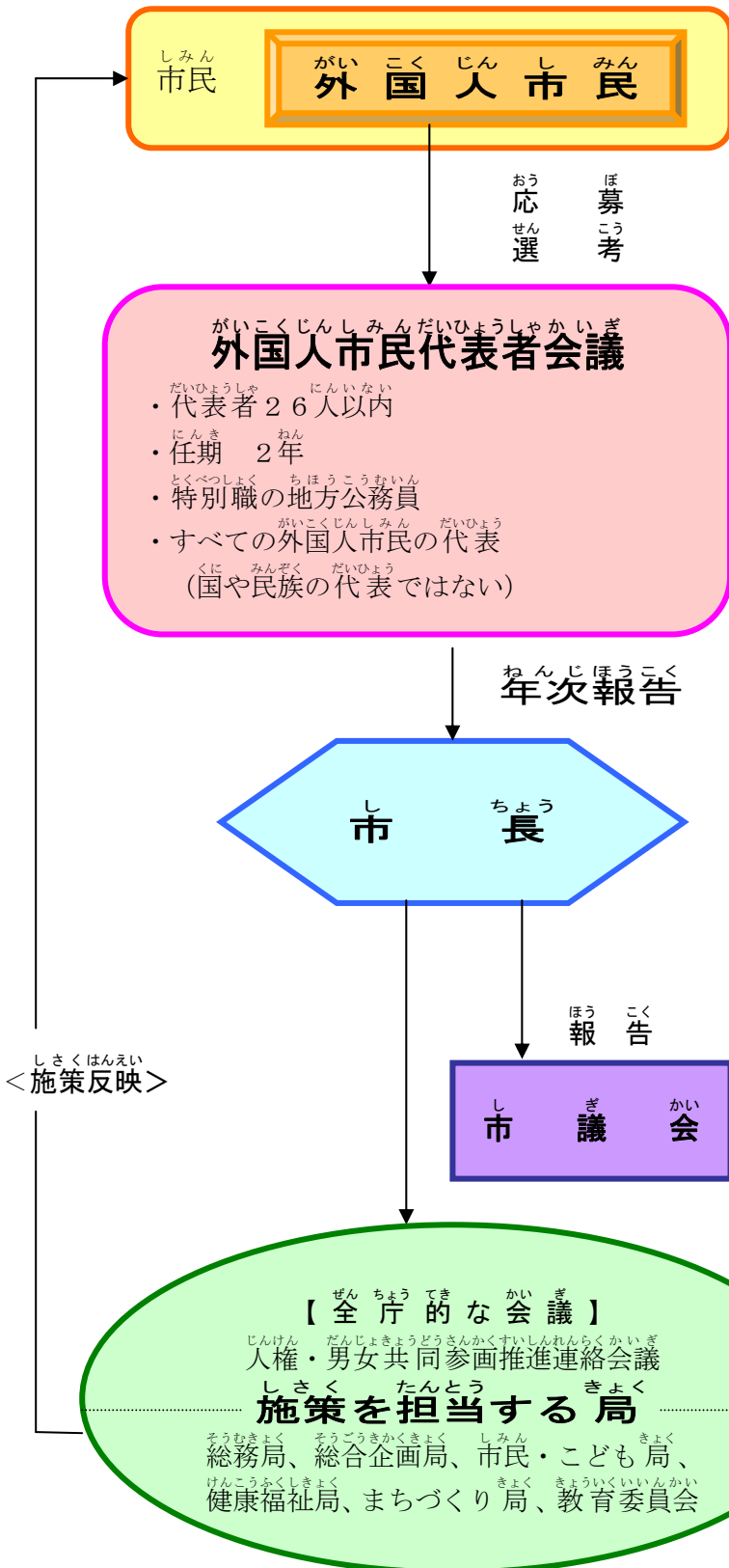


外国人市民代表者会議のしくみ

1 外国人市民代表者会議の報告が施策に反映されるしくみ



◎ 川崎市の外国人登録者数
30,592人(2007年12月末日現在)

◎ 公募により代表者を選考

◎ 年4回(1回あたり2日)会議を開催し、調査審議を行う。

◎ 年1回代表者会議から調査審議の内容等を市長に報告する。

◎ 年次報告を受け、それを尊重する。

◎ 提言への取組について、全庁的な対応を図る。

◎ 代表者会議の調査審議内容等を市議会に報告する。

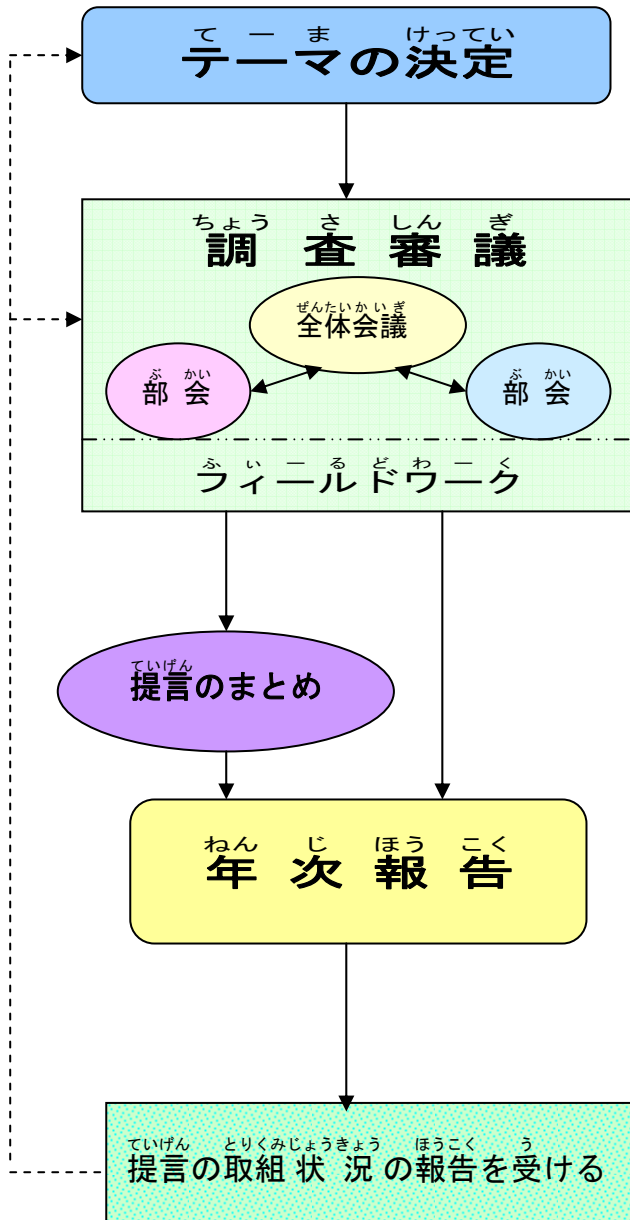
◎ 全庁的な会議を開催し、取組について協議する。

◎ 担当局を中心に、施策反映に取り組む。

◎ 施策反映の状況を代表者会議に報告する。

2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者自身が決定する。



- ◎ 何を調査審議するかは会議で審議し、代表者が合意の上決定する。
- ◎ テーマに基づき、部会を設置して調査審議することができる。
- ◎ 部会での審議結果を全体会議で報告し、代表者会議全体で確認する。
- ◎ 会議外でフィールドワークを実施し、調査審議に活かす。
- ◎ 調査審議された内容のうち、提言として報告できるものをまとめる。
- ◎ 提言及び調査審議内容や活動状況等を市長に報告する。
- ◎ 市長は、提言への取組について、全庁的な対応を図る。
- ◎ 提言の取組状況が代表者会議に報告される。
- ◎ 取組状況を踏まえて、調査審議を進める。

[事務局] 市民・こども局 人権・男女共同参画室

- * 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成
- * 関係局等との調整及び連携
- * 他都市等の情報収集及び情報提供